



ひと、くらし、  
みらいのために

# せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田50-8, 電話0228-38-3131)

## 令和2年度全国安全週間

～ 6月は準備期間です～

今年で93回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

今年のスローガンは、高齢者が安心して安全に働けるようリスクアセスメントの実施などと呼びかける

**「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」**

となりました。厚生労働省では、7月1日から7日までを、「全国安全週間」、6月1日から30日までを、準備期間としています。厚生労働省では、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っていきます。

厚生労働省 全国安全週間

検索

中央労働災害防止協会 全国安全週間

検索

## 令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が 令和2年8月31日まで延長されました

### 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができますので、裏面もあわせてご参照ください。

#### 《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日 ～同年7月10日	令和2年6月1日 ～ <b>同年8月31日</b>

#### 《納期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	<b>令和2年8月31日</b>

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納期限については従来どおりとなります。

	個別事業場	事務組合
第2期	令和2年11月2日	令和2年11月16日
第3期	令和3年2月1日	令和3年2月15日

## 猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にとっては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

## 猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること**
  - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、**一時に納付を行うことが困難であること（※2）**
  - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

## 猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

## 申請方法

- **納期限までに申請してください（※3）（※4）。**
  - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
  - ※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- **所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※5）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。）**
  - ※5・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
    - ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

## コロナウイルス関連Q&A <新卒の内定者について>

問）今春から就職が決まっている新卒内定者の内定を取り消したり、入社してすぐに休ませてもいいでしょうか。

答）新卒の採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消は無効となります。このことについて十分に留意し採用内定の取り消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずるようする必要があります。まずはハローワークにご連絡ください。また、自宅待機等休業させる場合には、当該休業が使用者の責めに帰すべき事由によるものであれば休業手当を支払う必要があります。こちらは監督署にご相談ください。

## 労働災害発生状況（令和2年4月末現在）

	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年
休業4日以上	27	34	558	545
死亡	1	1	4	8